

令和3年実施 町政懇談会の記録(02 道路・交通・建物)

(朱書きは、後日回答するとしたもの、補足で回答したものです。)

地区名	開催日	大項目	小項目	質問・意見の要旨	回答等の要旨 (※印は、令和4年2月1日現在の対応状況です。)	担当課等
宗意原	12月4日	02 道路・交通・建物	エミフル内の開発道路	役場前の道路のエミフルへの出入口について、入口は左折専用で、出口は右折専用になっている。この道路は、公安委員会が指定した道路ではなくエミフル規格の道路で、常習的に違反して利用する人が多い。エミフルヘスムーズに出入りするために決めているルールなので、利用者がルールを守る体制にするべきだ。公安委員会に指定してもらい、取り締まりをしてもらうなど対策をしてほしい。	御指摘の県道八倉松前線からエミフルへ接続する道路については、町においても違反して通行する車両を確認しています。松前町とエミフルは、2ヶ月に1回、連絡協議会を開催しており、先般開催された協議会において、本件についてお伝えしたところで、エミフルにおいても、同様の問合せが寄せられていることから、対策を検討している旨の回答がありました。	まちづくり課
宗意原	12月4日	02 道路・交通・建物	道路の停止線	松前総合福祉センターから松前公園体育館の横を通る三叉路は、左折すると役場、右折するとエミフルへ向かう道路があるが、この三叉路では、エミフル方面に右折する道路が優先で、役場からエミフル方面に直進する道路が、一時停止することになっている。カーブがある道路側を一時停止させる方がいいのではないか。	御指摘の道路については、松前公園テニスコートから松前公園体育館南側の三叉路を左折し、県道八倉松前線へ向かう道路が町道です。松前公園体育館南側の道路の三叉路から西側の松前公園体育館駐車場に抜ける道路は、駐車場用地です。当該三叉路は、町道が優先道路になりますので、御理解ください。主道路となっているため、公安委員会が公園駐車場に抜ける道路に一時停止の規制を行っているものと考えております。	まちづくり課
宗意原	12月4日	02 道路・交通・建物	道路の隅切り	私の家の前の道路は、不動産屋が無償で町に寄付をしていて、道路の隅切りは所有者の好意で整備してもらっている。交通量が多いが、隅切りが規格外になっているため、付近の線路側から侵入した場合は鋭角になって通行しにくい。利用者が多い町道については、通行しやすいよう改良してほしい。	現在、開発等で新たに道路を設ける場合は、幅員や隅切りの基準を明確にしており、基準に基づき実施されています。既存道路については、幅員を広げることが効果的な場所については所有者と協議し、拡幅や隅切りを進めていきたいと考えています。	まちづくり課
徳丸	11月20日	02 道路・交通・建物	道路管理	道路補修について、各地区で要望していても話が進んでいない場所がある。予算の都合もあると思うが、事業を決定してから、実際に対応してもらうまでどれくらい時間がかかるのか、見通しや方向性など示してほしい。	道路補修の要望については、現地を確認の上、優先順位の高い順に対応することとしており、舗装の傷みが著しい箇所を優先的に対応しています。採択してもすぐに対応できないこともありますので、今後は、目標年など対応時期を要望の回答と一緒にお知らせしたいと思います。	まちづくり課
神崎	11月20日	02 道路・交通・建物	通学路の交通安全対策	松前町内で、道路の外側線が消えているところがたくさん目に付く。私の住んでいるエリアでいうと、北伊予小・中学校周辺、校区の児童が通学路として利用する道路や通勤等で交通量の多い道路においては、再度調査を行い、外側線を整備して、視認性の高い、事故の起きない道路交通環境を整えてほしい。	学校施設周辺や通学路の危険な場所については、現況の調査を行い、優先的に対応したいと考えています。	まちづくり課
鶴吉	11月20日	02 道路・交通・建物	通学路の交通安全対策	鶴吉地区の児童が通学路として利用している道路に、両端が崩れている箇所がある。児童が自転車とすれ違うときに危険を感じるので、道路の道幅を広げるなど整備をしてもらいたい。	懇談会終了後、地図で場所を確認の上、回答します。※御指摘の場所は通学路ではありません。また、農道利用において、支障がないことから町で整備することは考えていません。(R3.12.2区長に説明済み)	まちづくり課

令和3年実施 町政懇談会の記録(02 道路・交通・建物)

(朱書きは、後日回答するとしたもの、補足で回答したものです。)

地区名	開催日	大項目	小項目	質問・意見の要旨	回答等の要旨 (※印は、令和4年2月1日現在の対応状況です。)	担当課等
神崎	11月20日	02 道路・交通・建物	公園の施設整備	これまでの町政懇談会でもお願いしたが、地区の公園や親水公園などに時計を設置してほしい。昨年、神崎集会所の南に設置する話もあったが、一向に進んでいない。進捗を聞きたい。	<p>昨年の町政懇談会で提案された意見でありましたので、庁内では設置するよう指示をしています。</p> <p>(中川原地区にある)ひよこたん池公園については、シガラの改修に多くの費用が掛かるので、改修後に設置することとしましたが、その他の親水公園では設置することを決定しましたので、令和4年度に設置します。</p>	まちづくり課
筒井	12月4日	02 道路・交通・建物	空家対策	平成27年頃に空家対策が問題になり、法律が整備された。各市町村や関係団体が対策事業を進めていると思うが、松前町を見ると改善されているとは思わない。具体的にどのように空家対策を進めているのか教えてほしい。	<p>空家対策については対応が遅れています。放置した状態が長い間続き、衛生面や防災面で悪影響を与える可能性が高い空家のことを「特定空家」と呼びますが、それに対しては行政が勧告をしたり行政代執行を行うことができます。</p> <p>町内には、特定空家になるおそれの高い物件が散見されており、特定空家の指定を進めなければなりません、コロナ禍で作業が遅れています。</p> <p>撤去が必要と思われる空家に限らず、健全な空家についても、再利用などを検討するために所有者に接触し意向を確認しなければなりません、所有者に接触する機会の調整について、コロナ禍で遅れている実情があることを御理解ください。</p>	まちづくり課
東古泉	11月20日	02 道路・交通・建物	空家対策	国道56号の中央分離帯、耕作していない農地、空き地、空家などに雑草が繁茂しており、良好な景観を阻害している。犯罪と災害の危険性も高まると考えるので、行政と管理者が連携するなどして除草してほしい。	<p>道路の除草については、町が管理する施設は町が、国道や県道等はそれぞれの道路管理者が行います。町が国道や県道の雑草の繁茂を確認した場合は、道路管理者に対応をお願いしていますが、除草の要望が多い時期などは、実施までに期間を要する場合があります。</p> <p>空家については、空家対策に関する法律があり、法に基づく対応ができるように準備を進めています。適用を受けない民間所有地については、所有者に協力をお願いするほかないと考えます。また、町と所有者が連携する取組として、除草に係る費用を助成することが考えられますが、土地所有者の管理の問題であり、困難であることを御理解ください。</p>	まちづくり課